



平成 29 年 5 月 24 日

## 「ちばぎん古民家事業支援融資制度」の取扱開始について

千葉銀行（頭取 佐久間 英利）は、平成 29 年 5 月 24 日（水）より、「ちばぎん古民家事業支援融資制度」の取扱いを開始いたしましたので、お知らせします。

本制度は、千葉県または千葉県に隣接する地域において、古民家を利活用して地域の観光振興や地方創生に資する事業を行う法人・個人事業主を対象としています。今年 2 月に新設した「古民家活用チーム」が営業店と連携し、古民家ビジネスに特化した事業性評価を行う点が特長となっています。

本制度では、最長 3 年間の元金返済据置期間を設定できるほか、元金返済据置期間を除く融資期間を、運転資金で最長 10 年、設備資金で最長 20 年としており、事業が軌道に乗るまでの間の資金繰りを安定させることができます。

当行は、「古民家活用チーム」を中心に、古民家物件の売買・賃貸のマッチング支援や事業性評価に基づく投融資、自治体との協働施策等に積極的に取り組んでおります。また、シンポジウムなどをつうじて観光資源、事業資産としての古民家の魅力を県内外に発信していく活動も行っていく予定です。

今後も古民家ビジネス支援をつうじた「地方創生」に積極的に取り組み、地域の活性化に貢献してまいります。

以 上

## 「ちばぎん古民家事業支援融資制度」制度概要

項目	内容
制度名	ちばぎん古民家事業支援融資制度
融資対象者	以下の要件を全て満たす法人または個人事業主 ア. 千葉県または千葉県に隣接する地域で、古民家 <sup>※1</sup> を利活用して地域観光ならびに雇用創出、地方創生に資する事業 <sup>※2</sup> を行うこと イ. 事業計画を提出できること ※1: 建築後 50 年以上経過した木造の建物で、当行が観光資源および歴史資源としての価値を認めた建物とする ※2: 古民家を利活用して飲食店、旅館、研修施設（自用を含む）等を営む事業を対象とし、古民家の売買、リフォーム等を営む事業は対象外とする
お使いみち	運転資金または設備資金
融資金額	1 百万円以上
融資期間	運転資金 10 年以内 設備資金 20 年以内 上記とは別に 3 年以内の元金返済据置期間の設定が可能
返済方法	元金均等返済
融資利率	当行所定利率（変動金利または固定金利）
担保	必要に応じ
保証人	法人の場合は、原則、代表者 個人の場合は、原則、不要

平成 29 年 5 月 24 日現在

※お申込みに際しては、当行所定の審査をさせていただきます。

※審査結果によっては、ご希望に添いかねる場合もございますので、ご了承下さい。